

国家標準化発展綱要および
データ管理に係る標準整備の動向
(前編)

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

中国の標準化推進に係る総体的な目標および重点分野を示した国家標準化発展綱要（以下、「綱要」という）が、2021年10月10日、中国共産党中央委員会、国務院より発表されました。

1. 背景

「綱要」の制定背景を解説するにあたって、まず、中国法における標準および標準化業務の意味について説明します。

「標準化法」第2条および第3条の規定によると、標準とは、農業、工業、サービス業および行政サービス事業等の領域における一元的な技術要件をいい、標準化業務とは、標準の制定、実施の手配およびこれらの活動を監督・検査することをいいます。

標準は、法令には該当しませんが¹、国の基本的制度の土台であり、経済活動および社会の発展を技術面で支えるものであることは間違いありません。米国、ドイツ、フランス、日本、韓国等の国家や、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機構では、テクノロジー改革や産業の変革に対応していくために、標準化戦略計画を立て、その制定・改正・実施に取り組んでいます。今回の「綱要」策定の経緯については、ジェトロ香港事務所作成の『[『国家標準化発展綱要』（いわゆる『中国標準2035』）が公表](#)』を参照ください。

2. 「綱要」の主な内容

（1）発展目標

「綱要」では、4つの発展目標を掲げています。

まず、「政府主導により制定される標準（国家標準、業界標準、地方標準）」と「市場により自主的に制定される標準（団体標準および企業標準）」を併せた、新型の標準化体系への移行を推進していくとしています。

次に、これまで主に産業と貿易の分野で運用されていた標準は、今後、経済社会全域へと拡大し、農業、工業、サービス業および行政サービス事業等の領域を網羅する標準として、運用されるとしています。

さらに、標準化を、国内駆動型から、国内と国際の2つの循環が相互に促進する形へと変化させることを強調しています。また、標準化の国際協力を推し進め、標準の情報が広い範囲で相互運用されること、中国国家标准における国際標準の採用率が85%以上に達すること等を目標に掲げています。また、外商投資企業が、法により標準の制定に参加することを支援しています。

最後に、標準化の発展については、これまで数量的な規模が評価の対象とされてきましたが、今後は、質と効率を重視するとしています。

¹中国の「標準化法」によると、標準は、その策定者によって、国家標準、業界標準、地方標準、団体標準および企業標準に区別される。また、保健医療・公衆衛生、安全保障、環境保護等の分野に係る標準は、強制力が生じる「強制性標準」とし、それ以外の、任意の（強制力が生じない）ものは、「推奨性標準」とする、と定めている。企業、個人が強制性標準の要求を遵守しなかった場合には、行政責任等を追及される恐れがある。

(2) 七大任務ならびにそれを達成するための主なプロジェクトおよびアクション

「綱要」では、第 2 章から第 6 章にかけて、標準化による経済社会の発展を実現するための 5 つの任務、第 7 章から第 8 章にかけて、標準化そのものの発展を実現するための 2 つの任務について定めています。「綱要」および、国務院新聞弁公室の公式ウェブサイトで掲載されている「国務院新聞弁公室による標準化綱要の実施・高品質発展促進に係る記者会見録」、国務院ウェブサイトで掲載されている解説動画によると、前述の任務を達成するための具体的な計画として、主に、次の 7 項目のプロジェクトおよび 5 項目のアクションの計 12 項目を実施し、それぞれの領域に関する標準化を推し進めていくことを示しています。

① ハイエンド機械設備製造の標準化による機械工業の土台の強化

国務院が発表した「第 12 次 5 カ年（2011～2015 年）規画・国家戦略性新興産業発展規画」（2012 年 7 月 9 日施行）によると、ハイエンド機械設備製造には、主に航空用機械設備産業、人工衛星および応用産業、鉄道交通向け機械設備産業、海洋建設機械設備産業、AI 製造向け機械設備産業が含まれます。

② 新産業の標準化による新製品、新業態、新モデル等の発展の牽引

食品、医療、緊急対応、交通、水利、エネルギー、金融等の領域における AI 化転換ニーズを踏まえた新産業の標準を制定し、資源開発の権利、取引流通、越境移転および安全保護等の標準・規範等を確立します。

③ 標準化による重点産業のサポート、重点産業の供給チェーン安定化

生産、分配、流通、消費等の各プロセスにおける重要なプロセス、重要な製品技術の標準の制定を検討します。

④ 二酸化炭素排出量のピークアウト、カーボンニュートラルの標準化

主に、省エネ標準の更新の加速化、二酸化炭素排出量の計算方法の標準の完備化、重点業界および製品の温室ガス排出の標準の制定、再生可能エネルギーの標準等の完備化を推し進めます。

⑤ 公共安全の標準化

治安の維持、刑事事件の取り締まり、交通運輸、安全生産等の面での安全に係る標準や、重要な建設工事および各種インフラのデータ共有の標準の整備等を推し進めます。

⑥ 基本公共サービス標準体系の構築

主に、全国統一の社会保険代理サービス、労働雇用指導および就業・創業向けサービス、ソーシャルワーク、高齢者向けサービス、児童福祉、障害者サービス、社会扶助、葬儀公共サービス等の公共サービス標準の整備を推し進めます。

⑦ **標準の国際化**

国内駆動型から、国内と国際の 2 つの循環が相互に促進する形へと発展モデルを転換します。「一帯一路」関係国やアジア太平洋経済協力 (APEC)、BRICs 諸国などとの連携、国際標準策定への関与と中国標準と国際標準の相互認証や一致性確保の促進を行います。

⑧ **新型インフラ標準化アクション**

通信ネットワーク用インフラ、新技術インフラ等の標準化を推進します。

⑨ **農村振興標準化アクション**

農業の AI 化、農村建設および評価の面での標準等を強化します。

⑩ **都市標準化アクション**

都市の AI 化における標準の整備を推し進めます。

⑪ **社会ガバナンス標準化アクション**

農村部の統治管理、格子状管理等による、社会統治面での標準等を強化します。

⑫ **高齢者ケアおよび家事代行サービス標準化アクション**

職業訓練、AI 居住区、コミュニティサービス等における標準を整備し、慈善活動・社会福祉の分野における標準化を推し進めます。

(3) データ管理に係る標準整備

前述の新産業の標準化、公共安全の標準化、農村振興標準化、新型インフラ標準化には、データ管理に係る標準化の要求が含まれると想定されています。データ管理に係る標準整備の動向については、後編にて説明します。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210086>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp